

有価証券報告書の訂正報告書

(証券取引法第24条の2第1項に基づく訂正報告書)

事業年度	自	平成18年4月1日
(第2期)	至	平成19年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(671061)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月10日
【事業年度】	第2期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第2期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への貸付料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

（訂正後）

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への貸付料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。